平成２６年（フ）第３２９号
熊本県宇城市不知火町松合801番地
債務者　中尾誠一郎
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１４７号
青森市千刈３丁目４番25号　ハイツ千刈Ｂ―３
債務者　一ノ関昭子
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６３号
青森県弘前市大字亀甲町106番地
債務者　菊池　妙子
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第６６号
青森県黒石市大字石名坂字櫻清水20番地１
債務者　谷川　節子
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第７７号
青森県黒石市追子野木１丁目95番地
債務者　村上　純子
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第８１号
青森県弘前市大字福田２丁目２番地11　長栄Ａ棟
債務者　鹿内　惠子
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第５４号
山口市嘉川4602番地34
債務者　藤本久美子
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６８号
山口市大内矢田北２丁目15番18号　ハイツ高芝103号、住居表示変更前の住所山口市大内矢田696番地４　ハイツ高芝103号
債務者　山根　一記
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２４４号
奈良県北葛城郡王寺町本町４丁目34番６―303号、開始決定時の住所奈良県北葛城郡王寺町太子３丁目８番４号
破産者　小久保雅史
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１５１号
福岡県久留米市山川神代１丁目10番４―302号、開始決定時の住所福岡県久留米市東合川２丁目４番37―404号
破産者　森　　幸彦
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第２１８号
福岡県久留米市諏訪野町2378番地12、破産手続開始決定時の住所福岡県久留米市国分町1439番地５
破産者　馬場　壽納
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第６７６号
札幌市厚別区大谷地西５丁目12番５―704号
破産者　古川　達夫
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８号
岩手県釜石市大字平田第２地割25番地142
市営住宅308
破産者　奈良　郁子
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２６年（フ）第４号
秋田県横手市大雄字根田谷地49番地
破産者　齊藤　英美
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第５０号
秋田県大仙市大花町７番20号―２号
破産者　福田　　明
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２６年（フ）第８号
山形県米沢市塩井町塩野1496番地の20
破産者　玉虫　雄一
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第６１号
埼玉県熊谷市成沢1144番地26
破産者　馬場　伸好
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１２９４号
埼玉県加須市鴻茎1264番地１
破産者　関田　俊昭
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係